平成２３年（フ）第３０号
愛媛県新居浜市庄内町１丁目２番20号
債務者　岡松　えみ
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３４号
愛媛県新居浜市岸の上町１丁目14番161号
債務者　秋月美代子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３６号
愛媛県西条市神拝乙97番地１
債務者　曽我部一一
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７号
愛媛県今治市菊間町浜2862番地
債務者　梶原　幸夫
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第８号
愛媛県今治市中寺325番地５、旧住所愛媛県今治市徳重71番地10
債務者　杉田　真紀
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第９号
愛媛県今治市菊間町種2748番地
債務者　渡部　麻矢
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１０３号
高知市青柳町62番地１　ロゼⅡ507号
債務者　坂本　佳之
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２５号
高知県香美市土佐山田町596番地
債務者　宮地　廷之
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４号
高知県高岡郡佐川町中組838番地１
債務者　桑名　朱美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第６号
高知県高岡郡佐川町中組838番地１
債務者　桑名　　実
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第７号
高知県安芸市千歳町12番24号
債務者　川村　一美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
高知県安芸郡奈半利町乙895番地９
債務者　升井　茂弘
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
福岡県嘉麻市上山田1224番地
債務者　縄田　昌広
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第４４号
福岡県飯塚市伊川433番地１　サンクス８Ａ―102
債務者　笹崎　和穂
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２５号
福岡県田川郡福智町上野3662番地
債務者　津田　順子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１１５号
大分市大字森1222番地の２　フレグランスみゆきＡ103
債務者　永松　由美（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８８号
宮崎市中村西１丁目４番11号　横山ビル302号
債務者　郡司真奈美（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所破産係